

平成 20 年度 第 6 回規制改革会議 議事録

- 1 . 日時：平成 20 年 12 月 8 日（月）16 :30 ~ 17:32
- 2 . 場所：永田町合同庁舎 1 階第 1 共用会議室
- 3 . 出席者：
（委員）草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、安念潤司、翁百合、川上康男、中条潮、
富山和彦、福井秀夫、松井道夫、米田雅子 各委員
（政府）甘利大臣、宮澤副大臣、松浪大臣政務官
（事務局）松元政策統括官、吉田参事官、鈴木室参事、越智企画官、岩村企画官、山本企画官
- 4 . 議題：答申案文審議 等
- 5 . 議事録

草刈議長 それでは、定刻になりましたので、第 6 回「規制改革会議」を開催いたします。

本日は、大変御多忙の中、甘利大臣、宮澤副大臣、松浪政務官も追っておいでいただくことになっております。また、出席者ですけれども、10 名の委員が御出席でございます。中条委員は、今、いらっしゃいました。それで、有富委員、小田原委員、木場委員、本田委員と、それから、白石先生は来られるはずだったんですが、急にご欠席ということで、5 名の委員が欠席でございます。しかし、会議は成立しておりますので、今から開催をいたします。

それでは、早速でございますが、開会に当たりまして、甘利大臣からごあいさつをお願い申し上げます。

甘利大臣 会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

12 月に入りまして、草刈議長を始め委員の皆様には、第 3 次答申のとりまとめに向けて、詰めの作業に入らせていただいております。これまでの委員の皆様方の御労苦に対して心から敬意を表させていただきます。

各分野での粘り強い交渉のお陰様で、各省から前向きな対応を引き出せた課題も少なくないと承知しております。残された課題につきましても、とりまとめに向けて、是非精力的な審議に臨んでいただきたいと思っております。

今年の作業もいよいよ佳境に入ってきたわけでありまして。委員の皆様には、引き続き御尽力のほどを、どうぞよろしく願います。

以上です。

草刈議長 大臣、どうもありがとうございました。

宮澤副大臣、一言よろしいですか。

宮澤副大臣 いえ、もう大臣が話されたあれで。

草刈議長 松浪政務官は一言言いたいとおっしゃっておられるので、後でおいでいただきましてからお願いいたします。

今、大臣からお話がありましたように、月末の答申に向けて、皆さん、事務局も含めて、大変精

力的に御尽力いただいております。心から御礼を申し上げます。甘利大臣、宮澤副大臣、それから、松浪政務官におかれましても、あと2週間ほどで決着をつけるという段階になりましたので、引き続き、どうぞお力添えのほどをよろしくお願い申し上げます。

(報道関係者退室)

草刈議長 それでは、大臣も時間に制限があたりだと思えますが、できるだけ実質的な会議にしたいと思えますので、議事に入りたいと思えます。

前回の会議では、第3次答申の素案について御議論をいただいたわけですが、各タスクフォースにおいて、今、更に審議を深めていただいているところだと思えます。

それで、資料ですが、これはまだ案といえますか、完成品ではございませんけれども、今の段階での答申(案)ということで、各省との審議中のものも含めて、ここにあります。これはファイナルではございませんが、御参考までということですが、

それから、資料3というところに「規制改革推進のための第3次答申に向けた規制改革会議の重点取組課題」としてまとめてございます。これはまとめたものですので、こちらをごらんいただいた方が簡潔かと思えます。

申し訳ありませんが、今日お配りしている答申(案)等の資料、それから、会議の議事録は、まだ折衝中ですので、当面の間、非公表とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、討議に入りたいと思えます。本日は大臣以下に御出席をいただいておりますので、主要分野について、まず第1に、各省協議で一定の成果を獲得できたテーマについて御紹介いただく。2番目に、協議が難航している案件の中で大臣の強いサポートをお願いしたい案件がございましたら、各主査から御説明をお願いしたいと思えます。

それでは、皮切りでございますが、八田先生から農業、雇用・就労関係についてお願いいたします。

八田議長代理 農業分野について、まだ折衝中の部分がありますが、合意した主なところをまずお話しいたします。

まず、資料2、簡単な方の6ページの2の(1)の アの(ウ)というところですが、これまでは、食糧安保の指標として、食糧自給率という1つの数字だけを用いてきました。しかし、食糧安保の観点からは、実は備蓄も重要です。緊急時に食用に代用できるような生産物も役に立ちます。いろいろ捨てているものもあります。食糧自給率にはこのような要素が全く入っていません。したがって、そういうものを全部考慮した上で、実際に非常時にどれだけの不足があるのか。そういうことを明確にする「食糧自給力」あるいは「食糧供給力」という指標をつくり、そして、それを達成することが食糧安保のための目標にする。そういうような施策を構築してもらいたいということが取れました。

下の農地政策のところは、経済財政諮問会議にも出た案が出ていますが、更にそれを詰めるということで、今、交渉中でございます。

7ページの「ウ 米の需給調整システムの見直しについて」は、(ア)のところですが、最後から3行目からごらんいただければわかるように、これらを踏まえ「いわゆる減反」を意識した考え

方を払拭し「水田フル活用」が可能になるような需給調整システムを構築することに農水省が合意してくれました。

次の8ページの「(ウ) 農業経営の再生に向けた環境整備」。なかなか経営がうまくいかないけれども、土地を売ろうにもなかなか売れない。そういうことで再生がなかなかできない状況がありますから、そこに農業再生委員会というものを早期に設置して、受け皿ができるようにすることについても了解を得ました。

あとは、農業共済組合については9ページですが、ここに関しては最後の「b 公認会計士監査の導入に係る周知」というものは、実は総会の決議が行われれば公認会計士監査はできるはずなんですけれども、それは実際はやっていませんが、それができていることが知られていませんので、少なくとも、今の法の枠組みでできることをきちんと周知するということです。

10ページの「ク 米の品種等の表示制度の見直しについて」というものは、一番重要なのはDNA鑑定に基づいて検査してくださいということです。これは去年取れているわけなんですけれども、いろんな理由があってできないということなので、ここで書いてある「(ア) DNA鑑定による証明手法の活用」というものは、基本的には統計学的手法を使ってDNA鑑定ができるところまできちんと踏み込んでくださいということです。今まではその基準がなかったからいろいろできないというので、そこまで具体的に踏み込んでくださいということで、DNA鑑定ができるような道筋をつくらうということでもあります。

さて、10ページの下の方の「コ 酪農経営の競争環境の整備等について」というところがありますが、明治乳業とか雪印とかという乳業メーカーと、農家を束ねた指定団体と言われるところが交渉をするんですが、交渉が終わった後で、交渉過程についての情報を開示することが決まりました。

それから、恐らく、酪農で最も大きいところは、11ページの上から3行目ぐらいの「c 生産者に対する乳脂肪率毎の価格表の提示」です。今、指定団体が実際の酪農家に出す価格は、ある基準の脂肪率に対する価格を決めて、基準より乳脂肪率が低ければ一定額減らすことになっています。しかし、実際はそこが非常に恣意的に曲げられて、乳脂肪率が低い場合に、決められた価格よりさらに低い価格になっている地域があります。ですから、元来あるべき姿とは随分違うということがヒアリングでわかりまして、農水省自身も驚いているような状況です。この問題を解決するために、きちんと価格表を明示しようではないかというわけです。これは随分、現場の酪農家からは感謝されています。そういうことが、ここの酪農についてです。

12ページで「 林業分野」が始まります。林業分野については、特に重要だと思いますのは、13ページに「カ 森林情報のデータベース化・オープン化について」。林業についても施業集約ということは大切なんですけど、今はどこに路網があって、どこに境界があって、だれが所有者かという情報自体が余りオープンになっていない。これをGISというコンピュータ上の地図に乗せた情報を整備して、だれでもアクセスできるような情報を整備する。そういうことを促進するということです。GISの情報自身は各県でつくるんですが、そういう枠組みを農水省が提供することになります。

もう一つ大きいと思いますのは、14ページに施業集約のときの障害の一つが、民有林の中に国有

林が入り組んでいる。そうすると、大きな機械を使って路網を整備しようと思っても、その途中が国有林ですから一括して使えないというものであります。そういう場合については、そこを何とかうまく活用できるように、一緒に施業できるような連携を推進することがここで合意できました。

今度は、15 ページの下の方ですが「ス 森林組合と林業事業体のイコールフットイングの確保について」ということで、いろんな国、都道府県問わず、事業の実施において競争入札がなされて、特に森林組合だけが優遇されることはないことにしましょう。これまで、往々にして随意契約をもって森林組合に行っていたんですが、ここのところをなるべくオープンにしましょう。そういうことであります。

17 ページ以降の水産がペンディングになっているんですが、実際の交渉はかなり進んでいます。妥協点の文言がまだ決まっていないので、今日、明日、非常に精力的に交渉いたします。

ここでは基本的に大きなトピックとしては、ITQ、漁獲量の割り当てをきちんとやるということが1つ。それは沖合の漁業についてです。

もう一つ、沿岸漁業については、今は漁業組合に漁業権が優先的に割り当てられていまして、今度、漁業組合はそれを組合員に対して配分しています。このように、もともと漁業組合に優先権があるために、株式会社とかほかの個人がなかなか入りにくい。それを何とか新規参入ができるような仕組みを考えようということで、今、交渉をしています。

勿論、一番すっきりしたものは、もともとの漁業権を県が配分するときに競争入札することです。それだけではなくて、例えば漁業組合に漁業権を与えて、漁業組合が従来 of 既得権に基づいて配分した後で、配分された人は、漁業権を組合員や非組合員に売ることができるような仕組みにすることも、随分、新規参入者を促すことができると思います。今、そういう線で交渉をしております。

農林水産については以上です。

草刈議長 八田先生、今、何か大臣をお願いすることはありますか。

八田議長代理 もともと、この農水のことに関しては、農協の検査をどうするか、金融庁検査をどうするかということが非常に大きな問題だったんですが、今、農水省との話し合いで決まったことはこういうことです。農協に対する金融庁検査というものは、もし県が指示をすれば、それができることにもともとなっています。ところが、それが発動されたことがないということです。それが、もっと金融庁検査が活用できるように農水省と金融庁が連携して協議する。そういうことをしましょうということに農水省が納得してくれた。その文書をもって、今、金融庁に持って行って、これで金融庁さんの方はよろしいでしょうかということでお話ししています。

希望としては、これですんなりうまくいってほしいと思っておりますが、もし何かそこでうまくいかないようなことがありましたら、大臣をお願いしたいと思います。

以上です。

草刈議長 それでは、医療について、松井さんからお願いします。

松井委員 医療ですが、1 ページと2 ページに書いてあります。

正直言って、合意したものは余り多くないんですけれども、1 ページ目に書いてある「IT化の推進による質の医療への転換」。ここの部分の「(ア) レセプト様式の見直し」。非常に地味なんで

すけれども、これについて一定の進展が見られました。これは結構大きいことではないかと思えます。

その内容については(ア)のa～dに書いてあるようなことで、ご覧になったらわかる通り、例えばレセプトに診療した年月日を書くとか、医療機関のコードを書くとか、既にそうなっていて当たり前の内容なのですが、今まで全くなされておらず、今回ようやく、これが決まった。それなりに大きいことかなと思います。

3年後の2011年にはレセプトのオンライン請求を義務化することが閣議決定されているわけですが、医療に関わる様々なデータの集積、分析、その活用というものは、まずデータ集積の入り口であるレセプト、このフォーマットが統一され、内容が充実していないと先に進めないわけで、そういう意味では、こういったことが多少なりとも前進したのはそれなりの評価ができるかなと思っております。

それから、折衝が難航しているといいますが、今、継続している項目ですけれども、まずライフサイエンスについて、事務局の方から現在の経過について簡単に報告してください。

吉田参事官 ライフサイエンスの分野でございますが、これは横長の資料3で3ページ目をお開けいただけます。下側で「ライフサイエンス分野の規制改革(検討テーマ)」ということで、これにつきましては厚労省と既に何度もやりとりをしておるところで、厚労省も非常に熱心に調整協議に向かっていたでございます。

それで、5項目でございますが、特に今、精力的に調整してございますものが「医工連携(医者とエンジニアの役割分担)を可能とする規制改革」でございます。本件につきましては、規制改革側より、若干細かくなりますが、今、臨床研究段階で外に細胞培養・加工をする場合には医師が立ち会うようになるとなっておりますが、そういったものを、医師が立ち会わなくても細胞培養・加工が可能となるようにしていただきたい。

それから、同じことでございますが、医療機関から別の医療機関に細胞培養・加工をする場合も、はっきりと医療法の中で可能である旨を明示していただきたい。これが直近のところでございます。

3点目といたしまして、医療法と薬事法も含めて、今後の最適な、制度的な枠組みについて検討するようなことをしていただきたい。

この3点が主として調整事項として残ってございまして、明日も規制改革会議と厚労省の方で調整していただくことになってございますが、仮に一部調整未了の場合については、そこら辺について、また改めて御相談させていただきたいというのが調整状況でございます。

以上でございます。

松井委員 今、説明がありましたように、ともすると、医療法か薬事法かとか、そういう議論になりがちなんですけれども、一番大事なのは、とにかく再生医療を前に進めるために、具体的に何をすればいいのかを決めることです。明日案文折衝しますけれども、いずれにしろ、厚労省とも基本的なベクトルは一致しているので、今、事務局から説明があった医師の立ち会い等々といったことについて、具体的に案に盛り込めるよう引き続き交渉していきたいと思えます。そこでどうしてもだめなケースが、もしかしたら、明日以降出てくるかもしれませんので、その際は大臣にお願い

することもあるかと考えておりますので宜しくお願いします。

それ以外に難航しているのは、支払基金の件です。これは先ほどの資料2の1ページの3番目に出ているものなんですけれども、結果的には全く折衝にならなかった。厚労省保険局は、民間である支払基金に対して合理化を指導する立場にないということで、去年もこれについて交渉しましたけれども、今回も、こちらが求めている抜本的な合理化案は結局出てきませんでした。去年から今年にかけて提示されている合理化の内容については今までに御説明したので細かいことは言いませんけれども、オンライン化すれば、当然のことながら抜本的なプロセスの見直しも含めた仕組みの変更ができるというこちらの主張に対して、今の段階ではシステム化した後、つまり3年後の業務体制を見通すことは困難、新しい合理化案は出せない。この一点張りでありました。

支払基金に強くプレッシャーをかけてもこれ以上の進展がないとなると、切り口を少し変える必要があるかと考えております。オンライン化されれば支払は自動的にできますから、あとは審査について、保険者による直接審査をどういうふうに拡大していくか。こちらの話になってくるかなと思っております。今、健保財政が赤字で大変な状況ですが、その中で支払基金には年間800億円の手数料を支払っている。健保側にとって審査支払のコストはばかにならないので、この辺について前向きに考えてみようという動きも多少出てきています。この直接審査という切り口で支払基金の合理化問題をこれから攻めていきたいと思っております。

それから、一般医薬品のインターネット等の通信販売についてですが、これは年末答申とは別枠で進めているんですけれども、2か月前に公開討論をやって、1か月前に意見書を出して、その後、厚労省から何の反応もございません。

身近な例を挙げますと、例えば漢方薬。普通、通販とかでみんな結構購入して飲んでいますね。これもこれからだめ。おそらく多くは第2類に分類されると思うんですけれども、漢方薬などを通販で買うのは珍しくもないのに、これもだめということで、多分、世間ではそこまで禁止されるとは知らないと思うんです。インターネットだけでなく通販全部がだめですから。そういう意味で消費者の視点から見ると大変な規制強化なので、この省令が出たら大問題となるでしょう。更に深い議論をすべきだということで意見書を出しプッシュしていますが、厚労省から何の返答もありませんので、これについては別途、大臣にも舛添厚労大臣に対し、一体どうなっているんだ、ということと折衝していただくかもしれません。厚労省の回答をもう少し待ってみますけれども、時間切れが近づいているので、今週の末まで何ら返答がなければ、もう一回、御相談させていただきたいと思っております。

以上です。

草刈議長 それでは、続けてやってしまっ、後でお話をします。

今日は白石先生が御欠席なので、済みませんけれども、翁先生から保育分野を簡単に御説明いただけますか。

それで、これは12月中旬に保育についての審議会の特別部会の結論が出るので、それが出るまで議論をしてもしょうがないので、それが出てからということになるので、これは必然的に延長戦になってしまうと思いますが、ポイントだけ簡単に御説明いただけますか。

翁委員 横書きのパワーポイントの資料3の4ページに、保育分野の重点分野が書いてございます。

「抜本的な保育制度改革」として、直接契約・直接補助方式の導入、「保育に欠ける」要件の見直し。「保育所に係る制度改革と運用改善」では、特にイコールフットイングによる株式会社等の参入促進。それから「その他の保育・子育てサービスの拡充」という点で、認定こども園制度の見直しと、家庭的保育の拡充に向けた取組みということで、こういったおもだった項目でやっております。

それで、今、議長からも御紹介がございましたけれども、平成20年内に保育サービスに係る制度改革については結論を出すことが福田内閣でとりまとめられた「骨太の方針」で閣議決定されておりますので、あと2回、年内に厚生労働省の部会の方で検討されておりますので、まだどのような結論が出されるかは未知数なんですけれども、鋭意、答申案文につきましては折衝している段階でございます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

そこまで3つございますが、大臣、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

甘利大臣 いいです。

草刈議長 それでは、次に行きます。中条先生から運輸について御説明をいただけますか。

中条委員 大臣にお願いしたいことはいっぱいあるんですけれども、そんなに全部お願いしても無理としますので、重点的なところだけお話ししたいと思います。

横長のパワーポイントの資料3の6ページをごらんください。運輸に関しては、これ以外にも幾つかあるんですけれども、その話はまた別の機会にしたいと思います。今回、重点的にお願いしたい話が、航空とタクシーの件です。

横長の一番上に、まず航空の話が書いてありまして、問題意識が幾つか書いてあります。それに対して、そこから矢印が出た先に書いてあることが、一応、合意を得られた内容です。合意を得られた内容については詳しく御説明するのは省略させていただきますけれども、例えば1つだけ挙げますと、成田について、これまで2010年に発着枠22万回と言っていたものを30万回までに増やすことを検討するという合意を取り付けることができました。そういった点はいいいところなんです。

それから、乗員分野において相互承認の推進といった点も大きなところなんです。

問題点としては羽田の国際化という点が以前とほとんど進展しておりません。昼間の発着回数「3万回」というところから、なかなか国交省はそれに一步踏み出すような方向の回答をくれません。この部分について、今、まだ交渉中でありまして、恐らく、「3万回」を超えるということは答えてこないこととなりますので、是非、大臣には2010年における3万回からの大幅な上積みについて御交渉いただければ大変ありがたいということが1つです。

もう一つ、航空に関しては、空港の整備運営制度の中で、今、資本規制の導入についての議論が「空港インフラの研究会」でされてありまして、私もメンバーなわけですけれども、ほぼ、大体、

結論が出ております。もともと、この研究会は外資規制についてどうするかということを検討する研究会でありましたけれども、結論的には、外資であるがゆえに規制をすることはしない、内外無差別とする、となりました。そこはいいことなんですけれども、ところが、その代わりに大口の資本規制を導入するという。要するに、日本人であろうが、外国人であろうが、一資本が何%以上かは持ってはいけないという大口資本規制を導入しようという案が、今、固まりつつあります。端的に言えば、反対しているのは私だけで、ほかの委員の人たちは皆さん大体賛成です。

これが導入されますと、外資であっても、内資であっても、空港を民間の会社がコントロールするだけの比率を持てなくなる可能性がある。今、出ている案は3分の1以内とか、あるいは20%以内という案です。そうすると、5割以上の資本を持たないと空港をコントロールすることができませんから、当然、外資にしる、内資にしる、民間の投資を非常に抑えてしまう形になります。そういう点で、大口資本規制は導入すべきではないというのが私たちの考え方であります。

大口資本規制を導入したら何が防げるのかということについて、空港インフラの研究会の各委員の先生方の回答は、それぞれ、全部あいまいでありまして、私から見ると、全く合理的な理由は何もないと考えられます。その点で、この大口資本規制の導入を是非阻止していただくことにお力をお貸しいただきたいというのが航空についての2点目です。

そして、もう一つ、大きな問題がタクシーについての問題です。これは大臣も大変御関心をお持ちになっていらっしゃるテーマであるかと思えます。

タクシーの話につきましては、横長の資料の真ん中のところにある程度、合意を得たものが記されています。これは矢印の右側に書いてあることです。

ただし、一番重要な部分は参入規制を元に戻すといいますが、参入規制を厳しくするというところでありまして、この点については頑として国交省は、供給過剰についての増車抑制・減車対策を取るとしています。法改正も辞さないという態度を全く変えておりませんので、この部分については全く合意はできない状態であります。

前に大臣はどこかの記者会見で、因果関係のないものについて、こういう規制を課すことはできないということをおっしゃってくださっておりまして、まさにそのとおりであって、国交省自身も規制緩和は主たる原因ではないということを公開討論で表明しております。規制緩和が主たる原因ではないのに、なぜ、そのような増車抑制・減車対策が必要なのか、大変疑問であります。この点については、是非、この需給調整を元に戻すという動きを阻止するためにお力をお貸しいただきたいと思えます。

この点については、国交省の交通政策審議会の作業部会でもって、その方向でいくという考え方のまとめが済んでおりますけれども、しかしながら、そこに入っている事業者は大手の事業者だけでありまして、規制を元に戻すことに対して反対する事業者からもたくさんの意見が来ておりまして、例えばMKタクシーとか、東京ではアシストとか、ハートフルタクシーとか、大阪のワンコインタクシーとか、いろいろなところから台数を制限することをやめてほしいという意見も出ておりますし、MKタクシーや大阪のワンコインタクシーは54万人あるいは1万6,000人という署名を集めて持ってきております。そういった新規参入で一生懸命頑張っていて、タクシーの内容をよくしようと

考えているところは増車ができないというような環境にならないように、是非、お力をお貸しいただければと思います。

以上です。

草刈議長 それでは、続けて、あと2つやってしまいます。安念委員から、規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化及び官業分野について御説明いただけますか。

安念委員 わかりました。

まず、資料2の33ページの基本ルール分野でございます。これは3件出ておりますが、在来から行ってありました「規制にかかわる通知・通達等の見直しの計画的推進」については大体合意できると思うんですが、あとの2件はどれも非常に難航しております。

「公文書管理の在り方等の見直し」につきましては、私どもの基本的な立場は、公文書管理と情報公開というものを有機的にリンクさせるべきであるというものなんですが、どうも、先方さんは、これを一種の古文書館としたい、つまり、歴史学者が利用するものであるというお考えのようで、その基本的な認識が全く埋まりません。それどころか、そもそもヒアリングにもおいでいただけない状態がずっと続いておりまして、その状態だけは何とか事務当局の御尽力で解消されたんですが、この溝は大変大きゅうございまして、少なくとも見通し得る将来にはなかなか埋まりそうもないのが実情でございます。

次の「規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化」につきましては、これはもともと経済財政諮問会議から当会議への宿題として投げかけられたものでございまして、一応、答えはつくったのでございますが、これについては、当然のことですが、当会議の答申としてしまえば全省庁が反対するのは目に見えておりまして、現にそういう対応になっております。そこで、この点については、特に大臣におすがりするしかないということでございまして、経済財政諮問会議で特にブッシュしていただければ大変ありがたいという性質のものとなっております。

次に官業分野で、これは38ページでございます。これも従前行ってまいりました独法改革の問題ですが、去年の今ごろに出ましたところの整理合理化計画で、ガバナンスの問題は主としてそちらの方で扱うという整理になっているものですから、なかなかガバナンスそのものについて有意義な回答を得るのは大変難しい状況でございます。

ただ、従来からも力を入れておりました都市再生機構と住宅金融支援機構につきましては、具体的な施策のところでは合意するのは大変難しい状況ではございますけれども、ともかくも、ガバナンスの、基本的には民営化という方向を目指した萌芽的な文章は何とか入れておきたいと思っております。そして、来年に向けましては、民営化のもう少し詳細な見取り図をこちらから提案する格好にしたいと思っております。

日本学生支援機構については、滞納者の取り立ての強化は約束していただきました。

緑資源機構につきましては、費用便益分析について「ベドニック法」に力点を置くというところまでは何とか行きそうな感じでございます。

それから、目立たないんですが、防衛施設についてのアウトソーシング化はほとんど進んでいないんですが、何しろ対象となる資産が膨大でございますので、この点で合意はできております。一

応、抽象的にはできておりますので、今後、フォローアップをかけることによって、アウトソーシング化での費用の節約ということを、待遇改善といったような方向に結び付けられる可能性は十分にございます。

今のところ、書いたものは以上でございますが、もう一つ、私どもとして問題関心として持っておりますのは雇用・能力開発機構でございます。これについては、ポリテクセンターとかポリテクカレッジという、およそ 80 に上る施設で職業訓練をしております。現在、このような雇用情勢でございますから、ガバナンスについて大幅な変更ができるかどうかは、大変厳しいだろうと思うんです。

それにいたしましても、私どもの問題意識といたしましては、お金を出しているのは使用者側でございますので、使用者側の意見がストレートに通ることが重要だと思っております。それは第一に、お金を出しているんですから当然だということもありますが、そもそも職業訓練にどのような必要があるかを知っているのは使用者側でございますので、その人々の意見がよりよく通る方向にてもらいたいものだと考えております。

ただ、これは当会議として扱うのか、主たる所管でありますところの行政減量・効率化有識者会議で扱うのか。これについての仕切りも含めて検討していきたいところだと思いますが、この点についても大臣の御高配を賜れば大変幸いに存じます。

以上でございます。

草刈議長 それでは、最後になりますが、米田委員から地域活性化のところでお話したいということでしたので、それでは、よろしくお願いします。

米田委員 地域活性化は、資料 2 の 19 ページになります。地域活性化の方の案件につきましては、地味ながら、すべての案件が、一応、着実に前進はしております。

今日は大臣、副大臣、政務官にお願いしたいことがございます。それは一番上の、先般の会議で松浪政務官の方からも御発言いただきましたけれども、補助対象財産の転用等の弾力化について、いまだ十分な周知がされておりませんので、是非、これは画期的な規制緩和でございますので、各地方自治体がこれまで待ち望んだ、今までできた補助対象財産を、10 年経ったら転用を自由にするという画期的なものでございますので、是非、これを広報することを大臣、副大臣、政務官の方にお願いしたいと思っております。

ただいま、前回、草刈議長の御進言もありまして、このものを簡単に説明するためのチラシをつくっておりますが、一応、内閣府の方でも、ほかの地域再生事業推進室とかいろいろ、ほかにも合意を得て出さないといけないので、今、進めておりますけれども、それができましてからお渡しいたしますので、皆様にお知らせすることをどうぞ御協力いただきたいと思います。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

今日の重点項目は、とりあえず、時間もありませんので以上にしてありますが、大臣あるいは政務官から何かございましたらば、まず伺った上で皆さんの御意見・御質問もあれしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

松井委員 草刈議長、福井さんのところはいいんですか。

草刈議長 福井先生のところは、時間が残りございませんので、今日はそこまでにしてあります。時間があれば、後で意見を言わせていただきます。

何かございますか。

甘利大臣 インターネットの薬の販売の件ですが、通販で買っている漢方薬までだめになりそうということが周知されると、また、いろいろな利用している国民からの反応も随分出てくると思います。

この問題で、賛否両側から私のところに陳情がありますけれども、基本は店舗販売もインターネット販売についてもイコールフットイングのルールをつくるということですから、安全性に心配があるなら、店舗販売で安全性を確保するようなルールを、インターネット化するとどういう形になるかという検討はすべきではないかと思っております。その部分については、店舗販売のチェーンドラッグストア協会の方々も、それならばいいとおっしゃっているんです。インターネット販売を禁止することを反対することに対して反対をいらっしゃる方々も、いろいろお話を伺ってみると、店舗販売だけに規制が厳しくて、インターネットはそのままというのは公平を欠くのではないかと。それで、自分たちもインターネットについても同じような安全の確認のルールができれば、それはそれでいいですとおっしゃるから、それはそのとおりではないですかと申し上げて、片方のところだけルールがなくて、片方だけ厳しいということではありませんと申し上げたわけがあります。

外資・内資、内外無差別。これはそれで勿論いいんですけれども、事実上、内資も外資も両方含めて投資ができないようなルールについては、よく検討する必要があると思いますし、外為法上の防衛策については、OECDの資本移動自由化コードとして、全世界、各国共通で認められているものと、それから、自国の事情で申請しているものと、2つ種類があります。その2つとも、今回の案件は該当しないのではないかと思います。

エアラインの方ですね。

安念委員 そうです。

甘利大臣 両方とも該当しないものに外為法上の制約以外、どういうものまで認められるのか。ここはよく、外為法を盾に取って議論されると、そこは違いますということをはっきりしておいた方がいいのではないかと思います。

それから、職業訓練にどういうニーズがあるか。それは使用者側が一番よく知っている。これは私がかねてから、この議論が有識者会議の中でされていなかったのではないかと。雇用政策と競争政策というものは表裏一体です。競争性のあるスキルを持っている人材は就職しやすいんです。ですから、役に立たないスキルをどんなに身につけても雇用には何の貢献もしません。そこが大事なんですということをずっと言い続けているんですが、なかなか理解してもらえなくて、私の思いと同じだと思っております。

若干の私のお話、コメントを付け加えさせていただきました。

草刈議長 ありがとうございます。

松井さんと中条先生から何かありますか。よろしいですか。

松井委員 まさに、今、大臣がおっしゃったことはその通りだと思います。ただ、省令案ではそういうふうには書かれていないので、そのまま出されると、今、大臣がおっしゃったことは実現されない。その辺がどうなっているのかということで、先ほど申しましたように、厚労省の方から何の反応もないので、少しプッシュしていただければ非常にありがたいと思っています。

甘利大臣 チェーンドラッグストア協会が、自分たちだけ厳しくて、インターネットはやり放題というのでは困る、イコールフットイングが確保されることが必要なんですと、彼らがそうおっしゃっていましたから、それはそのとおりではないですかと申し上げたんです。

草刈議長 その点は、また今度、厚労大臣とやっていただく機会があると思います。

どうぞ。

松浪大臣政務官 インターネットの問題については、やはりヨーロッパなどへ行きますと並行輸入で、非常ににせ薬が多いとか、それから、第2類のかぜ薬などであっても、大量に摂取して、青少年がいわゆるラリという状況になる。今後、それが広がっていくことによって、そういう危険性がないようにということはしっかりと担保した上で、私はやはり議論をしていくべきではないかと思っております。

医工連携の部分等があるんですが、非常に医療機器の分野は、日本は国際競争力が弱まっております。日本の企業はもともと、松下幸之助さんの言葉にありますように、責任がいざというときは大変だから、これは触れないんだという土壌があったのも事実でありますけれども、海外の場合では、やはり医工連携の医療機器学部というものもあるんです。もともと、医学と工学部は非常に水と油の関係にあって、幾ら医工連携と言っても進まない面がありますので、これは文科省等と今後の形を見据えていただきたい。

あと、厚労省の方に医療機器のことを言いましても、薬害エイズのときに医療機器課というのが厚労省の中からは消えております。当時は医薬食品局にあった経済課の部分を今は医政局に移しているくらいですので、今、医療機器対策室とやっても、たった1人が兼務している状況で、昨年までは経産省とも人事交流もしていなかった。今年はやっと1名来ていただきましたけれども、それくらいですので、まず厚労省の方の医療機器に対する受け皿の問題。これはやはり、医療機器課くらいはしっかりと医政局の中にもつくっていただくくらいのことをまず求めないと、今の厚労省の体制では、医療機器を進めるといっても、そんな受け皿はないというのが、私が以前、厚生労働大臣政務官をしていたときの医療機器に対する特別の問題であります。

あとは、皆さんおっしゃるように、医薬品というものは一度承認すればそのまま行くんですけれども、医療機器というものはちょっとしたソフトウェアの改訂とか、それから、部品の改訂といったものでもう一回取り直しなどということが日本では起きているわけですから、どちらかといいますと、医療機器は、医薬品は1回飲んだら終わり、医療機器は継続して使うものですから、車検制度のような仕組みを入れていくといったようなことを今後やっていただければどうかと思います。

ここにはないんですが、運輸の分野でも、今、道路交通法と道路運送車両法でのそごが大変なことになってきています。例えば50cc原付というものは、運輸の話に入って恐縮なんですけど、非常

に 50cc が 125cc とか法律によって違うので、駐車場法でこちらを取るからといってそごが出るとか、トライクといって、3 輪のバイクみたいなものが車の免許でしか乗れないからヘルメットをかぶらないとか、そういったことを、50cc とか軽自動車は必ずしも燃費もよくないので、環境の面からもそういったずれにずれた基準を見直すことも、今後、提案をいただければありがたいのではないかと思います。

以上です。

草刈議長 よろしいですか。

中条委員 大口規制の話は、大臣がおっしゃってくださったように、世界全体の基準もありますし、それを見ながら闘っていくことが必要なんです。

空港の外資規制については、外為法の対象ではなくて、個別法による対象で国交省は考えておられて、ですので、個別法として現在提案されている規制が妥当かどうかという視点から、是非、議論をしていただいて、お力をお借りできればと思いますので、よろしく願いいたします。

草刈議長 済みません、たまたま福井先生、川上さん、富山さんがお話ししていただく機会がなかったんですが、最後にあと 5 分ぐらいありますので、お困りのところとか、いろいろありましたら、どうぞ、福井さんからお願いします。

福井委員 私は、教育、労働、住宅・土地、法務に関わっています。全般的には、例えば労働につきましても、今回の派遣法改正に際して、甘利大臣から御指示いただきましたように、モニタリングをきっちりとやっていただくことについては、厚労省からも前向きな回答をいただいております。今後、労働政策の立案に際して、現場の実態についてきちんと調べて効果を検証していくことについて、大臣の御指示を踏まえた結論になっております。

また、全体的にはほとんど決着したところが多くございまして、今の 4 項目についても、細目比率で言いますと過半数以上は、ほぼ最後の文言調整という段階です。

残った中で、2 点だけ課題として御報告とお願いをさせていただきます。

まず、住宅・土地の、要約版の資料 2 の 29 ページの真ん中辺りにございますが、マンション建替えの問題です。実は、現在のマンションで老朽化したものや、震災被害を受けたものなどで、建て替えたいけれども、困っているものがたくさんあります。建て替えられれば余った容積率を使うことができ、経済活性化効果も甚だしいという潜在的なものが随分多数ございます。ところが、これは法律が、区分所有法という法務省の所管のもの、それから、行政処分をかませた建替円滑化法という国土交通省のものがありませんが、区分所有法の使い勝手が大幅悪いということについて現場の弁護士やシンクタンク、建替組合の方などから極めて切実な要望を受けております。こういった法令に工夫をすることによって、マンションの建替需要に応える力のある方が建替えを進めていただくことができるようになりますし、経済活性化にも資することとなります。現在の法律では建替えプロジェクトが膠着状態になりがちなものが多くあります。

さまざまな現場の実態を踏まえた調査・分析・検討については法務省も協力してほしいということをかねてより申し上げておりますが、調査・分析も一切必要はない、建替ニーズについても自分たちはないと考えるので検討もやらない、という大変消極的な回答をいただいております。もう少し

し前向きに国民の声に謙虚に耳を傾けていただきたいということを議論しているさなかです。

似たような話でもう一点、教育についてでございますけれども、この中身につきましては、資料 2 の 35 ページの真ん中辺りに公立の中高一貫教育についての問題点というものがありますが、中高一貫が最近公立でも流行しておりまして、法令上学校教育法の体系の中で、学力試験をやらないこと、あるいは国会の附帯決議でも受験エリート校にしないことなどが決められているにもかかわらず、そうではなく、実質的に学力を問っている、私学と衝突するようなものが出てきています。

これについて、実態をきちんと把握して、きちんとした検証を行っていただくことをお願いしていますが、答申案文の具体的施策に全然書きたくないという消極的なお答えが返ってきております。この 2 点につきまして、少なくとも調査・分析・検証はきちんとやっていただくというところまでは持っていきたいと考えておりまして、この点で公開討論や、場合により、大臣の御尽力などをお願いすることも視野に入れながら、対応していく予定です。

以上です。

草刈議長 ありがとうございます。

川上委員から何かありますか。

川上委員 特にございませんが、是非、先ほど米田先生が言われた件の周知徹底をひとつお願いしたいということでございます。

草刈議長 ありがとうございます。

松浪政務官、後で来られたので、最初にお話ししていただけなかったんですが、何かございましたら、どうぞ。

松浪大臣政務官 いえ、先ほど話したことに尽きますので。

草刈議長 ありがとうございます。

そろそろ時間になりました。今日は、甘利大臣、1 時間も長いことおつき合いいただいて、ありがとうございます。

今日は、まだまだこれから、折衝のある方がたくさんいらっしゃると思います。もう大詰めでございますので、是非、頑張ってください、詰めの作業をお願いしたいと思います。

次回の会議は、答申が決定した辺りでまたやりたいと思いますが、そのときはまた御連絡を申し上げるつもりでございますので、よろしく願いいたします。一応、22 日を予定していますが、これは折衝の状況等々で若干ずれる可能性もありますので、御承知おきください。

この後、いつものとおり、ここの会議室で記者会見をやることにいたしております。

事務局から何かありますか。

吉田参事官 1 点だけ、ただいま議長からあったとおりでございますが、年内答申というふうなことでございますと、17 日に自民党の行政改革推進本部と規制改革委員会の総会が予定されてございます。そういった意味では、17 日の前までに各省調整を終えていただくのが原則となっておりますので、委員の方々には大変お忙しいところとは存じますが、よろしく御調整のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございました。

それでは、今日の会議はこれで終了いたします。

富山さん、何かありますか。

富山委員 特にありません。

草刈議長 申し訳ないです。

そういうことで、今日の会議を終わらせていただきます。どうも、大臣始め皆さん、御協力ありがとうございました。